

平成二十年十二月二十六日受領
答弁第三六六号

内閣衆質一七〇第三六六号

平成二十年十二月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員阿部知子君提出海上幕僚長の訓辞に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出海上幕僚長の訓辞に関する質問に対する答弁書

一の①及び二の①について

御指摘の両氏の訓辞は、主に所要の教育課程を受講する海上自衛隊の隊員に対して個人の識見等を述べたものであり、防衛省は、組織として当該訓辞について承知していなかったが、これが問題であるとは考えていない。

一の②から⑥まで及び二の②から④までについて

お尋ねについては、個人の識見等を述べた訓辞の内容に関するものであり、その一々について論評することは差し控えたい。

三について

御指摘の両氏の訓辞については、問題があるとは考えておらず、これまで両氏に当該訓辞について説明を求めたことはない。

四について

お尋ねの「第二次世界大戦における帝国海軍の行ってきたこと」の意味が明らかではなく、お答えする

ことは困難である。

五について

防衛省としては、御指摘のようなことを行う必要があるとは考えていない。

六及び七について

先の大戦に関する政府としての認識については、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されてきているとおりである。

また、自衛隊員が歴史を客観的に理解することは、自衛隊が国民の期待と信頼にこたえ、適切に任務を遂行していく上で必要である。このため、防衛省においては、自衛官としての資質等を養い、職務遂行に必要な能力等を修得させるための教育を行っており、その一環として、客観的事実とこれに基づく戦訓等を教育する戦史教育を行っている。